

2017年9月25日

よこはまシティユニオン
執行委員長 日和田 典之 様

当社福島第一原子力発電所における事故により、立地地域の皆さま、さらには広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

先日ご送付いただきました貴要求書 47 につきまして、以下の通りご回答いたします。

1. 腰痛の労災隠しの疑いについて

厚生労働省が全国安全センターとの交渉で、厚生労働省は、平成 28 年度=2016 年度の東電福島第 1 原子力発電所における労災支給決定件数は 23 件で、そのうち業務上疾病は 5 件で、そのうち 2 件が腰痛症だと説明している（添付資料参照）。ところが、貴社が発表している「作業災害一覧表」では、2015 年度においても、2016 年度においても、腰痛症は見当たらない。腰痛の労災隠しがなされている疑いがますます強まった。

①貴社の 6 月 7 日付回答にある「元請事業者の確認状況」を貴社が「確認する仕組み」において、腰痛症の患者数および労災請求及び支給件数を明らかにするとともに、厚労省の 2 件という労災支給件数と照合すること。

(回答)

当社が元請事業者の協力のもと構築した「確認する仕組み」では、健康診断を受診した作業員の人数、ならびに、健康診断の結果、精密検査や治療が必要とされた作業員の人数およびその後のフォロー状況（人数）を確認しているものであり、個々の疾病の状況について、当社は知り得るものではありません。

②上記のとおり、過去の災害事例情報に腰痛症がないことは、事業主や労働者の認識不足である可能性が高いことを鑑み、腰痛の労災認定基準について厚生労働省のパンフレットなどを使って事業主や労働者に啓発活動を行うこと。

(回答)

当社は、各協力企業の安全活動や作業員の安全意識向上に資するため、腰痛災害に限らず過去の災害事例情報を周知して、災害発生の未然防止に努めております。

2. 脱法的な年間被ばく限度超えの改善について

7 月 17 日付の「赤旗」によると（添付資料参照）、半年間で 50 ミリシーベルトを超える労働者が存在している。たしかに電離放射線障害防止規則の 4 条について厚生労働省の解釈例規では、「事業者が事業場ごとに定める日を始期とする 1 年間として差支えないこと」ということなので、4 月を始期とするならば、必ずしも違法とは言えない。しかしながら、そのような解釈が成り立ったのは、事故前の通常の原因における作業を前提としており、記事で紹介されている労働者のように、2 月と 3 月のわずか 2 カ月で 20 ミリシーベルトを超えるような作業を行い、その後も同様に高線量の被ばく労働を続けることなど、想定されていないし、

現実的にも、まずあり得なかった。

- ①被ばく労働者が、いかなる 1 年間をとっても限度を超えないように、貴社が責任を持って放射線管理を行うこと。

(回答)

当社としましては、今後とも実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則および電離放射線障害防止規則に従い、4 月を始期とする年間 50 ミリシーベルト、平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した 5 年間で 100mSv を超えないよう管理を行うとともに、一層の被ばく低減に努めてまいります。

以上

扱い：東京電力ホールディングス株式会社
立地地域部原子力センター